

# 石川県公報

令和6年7月31日(水曜日)

号外

(第49号)

## 目次

告示		教育委員会	
○石川県財務規則の規定による廨の名称及び位置の一部改正 (行政経営課)	1	○石川県立学校条例の一部を改正する条例の施行期日 を定める規則	1
○石川県指定金融機関の名称及び所在地の一部改正 (出納室)	1	○石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する 規則	2
		○令和7年度石川県立あすなろ中学校における入学者募 集方針	2

## 告示

### 石川県告示第292号

石川県財務規則の規定による廨の名称及び位置(昭和39年石川県告示第191号)の一部を次のように改正し、令和6年8月1日から施行する。

令和6年7月31日

石川県知事 馳 浩

表中「石川県立金沢錦丘中学校」を「金沢市窪6丁目」を

「石川県立金沢錦丘中学校」に改める。  
「石川県立あすなろ中学校」を「金沢市窪6丁目」  
「金沢市泉本町6丁目」

### 石川県告示第293号

石川県指定金融機関の名称及び所在地(昭和39年石川県告示第192号)の一部を次のように改正し、令和6年8月1日から施行する。

令和6年7月31日

石川県知事 馳 浩

表の株式会社北国銀行野町支店の項及び株式会社北国銀行泉支店の項を次のように改める。

野	株式会社北国銀行野町支店	金沢市片町2丁目	
泉	株式会社北国銀行泉支店	金沢市泉3丁目	保育専門学園、あすなろ中学校、金沢泉丘高等学校、金沢中央高等学校、金沢伏見高等学校

## 教育委員会

石川県立学校条例の一部を改正する条例の施行期日等を定める規則をここに公布する。

令和六年七月三十一日

石川県教育委員会

### 石川県教育委員会規則第五号

石川県立学校条例の一部を改正する条例の施行期日等を定める規則

石川県立学校条例の一部を改正する条例(令和六年石川県条例第二十三号)の施行期日は、令和六年八月一日とする。

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年七月三十一日

石 川 県 教 育 委 員 会

### 石川県教育委員会規則第六号

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和四十年石川県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。  
第五条の表学校指導課の項中第十三号を削り、第十四号を第十三号とする。

附 則

この規則は、令和六年八月一日から施行する。

### 令和7年度石川県立あすなろ中学校における入学者募集方針

令和7年度石川県立あすなろ中学校の入学者の募集方針を、次のとおり定める。

令和6年7月31日

石 川 県 教 育 委 員 会

### 令和7年度石川県立あすなろ中学校入学者募集方針

令和7年度石川県立あすなろ中学校の入学者の募集について、次のとおり方針を定める。

#### 1 入学資格

入学することができる者は、次の条件を全て満たしている者とする。ただし、原則として、高等学校・大学などに在学中の者は入学できない。

- (1) 石川県に住んでいる者又は石川県で働いている者(国籍は問わない。)
- (2) 学齢年齢を超えている者(令和7年度現役の中学生は入学できない。)
- (3) 原則として、次のいずれかに当てはまる者

ア 様々な理由で小学校や中学校を卒業できなかった者

イ 不登校や病気、その他の理由により、十分に通えないまま中学校を卒業した者

ウ 日本の義務教育を受けることを希望する外国籍の者

#### 2 入学願書の受付期間

令和6年9月2日(月)から同年11月29日(金)まで

この期間以降に入学を希望する場合は、石川県教育委員会又は石川県立あすなろ中学校に問い合わせること。

#### 3 募集学年

第1学年、第2学年及び第3学年を同時に募集する。(それぞれの定員は定めない。)

#### 4 入学者の決定方法

本人から提出される入学願書及び面接の結果を資料として、総合的に判断する。

#### 5 その他

令和7年度石川県立あすなろ中学校入学者募集の詳細については、令和7年度石川県立あすなろ中学校入学者募集案内で定める。